特集1　知床遊覧船事故を受けた小型旅客船の総合的な安全対策　（1）

遊覧船事故の発生

2022年4月23日、北海道知床において、小型旅客船が沈没し、乗客24名・乗員2名の計26名が死亡・行方不明となる、近年類をみない重大事故が発生しました。

同日午後1時13分ころ、 北海道知床半島沖合で、遊覧船「KAZU Ⅰ」(ウトロ港～知床岬の往復予定)について、「船首部分より浸水し、沈みかかっている」旨、海上保安庁第一管区海上保安本部に連絡があり、4月29日午前11時7分頃、 カシュニの滝約1km沖合の海底で「KAZU Ⅰ」を確認、その後、船体が引き上げられました。

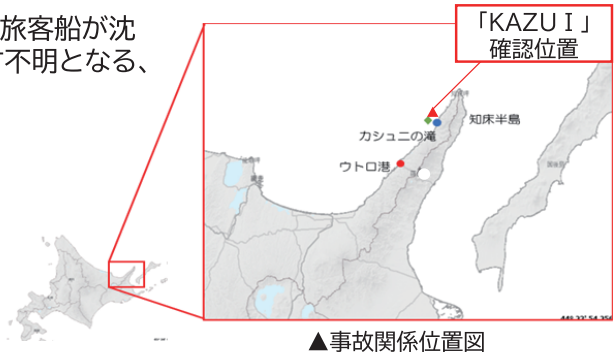

▲事故関係位置図

知床遊覧船事故対策検討委員会

国土交通省では、二度とこのような事故を起こさないよう、小型船舶を使用する旅客輸送における安全対策を総合的に検討するため、「知床遊覧船事故対策検討委員会」(以下、検討委員会という。)を設置しました。

検討委員会では、国による規制や監督のあり方なども含め、ハード・ソフトの両面から議論が重ねられ、7月14日の第6回検討委員会において、中間取りまとめが行われました。

委員構成（五十音順 敬称略）

安部　誠治	関西大学社会安全学部・社会安全研究科 教授
梅田　直哉	大阪大学大学院工学研究科 教授
河野　真理子	早稲田大学法学学術院 教授（委員長代理）
河野　康子	(一財)日本消費者協会 理事
小松原　明哲	早稲田大学理工学術院 教授
庄司　るり	東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門 教授
髙橋　晃	道東観光開発 代表取締役社長
田中　義照	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所企画部 研究特命主管
中山　龍太郎	弁護士
野川　忍	明治大学専門職大学院法務研究科 教授
眞嶋　洋	(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会 前理事長
南　健悟	日本大学法学部 教授
山内　弘隆	一橋大学 名誉教授（委員長）
渡邉　勝吉	(一社)日本旅客船協会 理事

スケジュール

4月28日	検討委員会の設置
5月11日	第1回検討委員会
5月20日	第2回検討委員会
5月27日	第3回検討委員会
6月10日	第4回検討委員会
6月24日	第5回検討委員会
7月14日	第6回検討委員会
年内目途	最終とりまとめ

▸過去の検討委員会の開催状況、会議資料等については、
海事局ホームページに掲載しております。 詳細はこちらをご覧ください。

検討委員会における中間取りまとめ

検討委員会においては、小型旅客船の安全対策を総合的に検討するため、現時点で明らかになっている事実や、国会など各方面からの指摘、被害者のご家族からのご意見等を踏まえて、検討項目①～⑥のテーマを中心に議論しました。

検討委員会の中間取りまとめでは、各テーマについて、これまで議論を重ねてきた対策について、検討の熟度に応じ、「速やかに講ずべき事項」「今後速やかに具体化を図るべき事項」「引き続き検討すべき事項」の3つに整理しました。

「速やかに講ずべき事項」については、今年度実施可能なものから順次実施するとともに、「今後速やかに具体化を図るべき事項」については、法令改正等の内容の具体化を図ってまいります。

【検討項目】

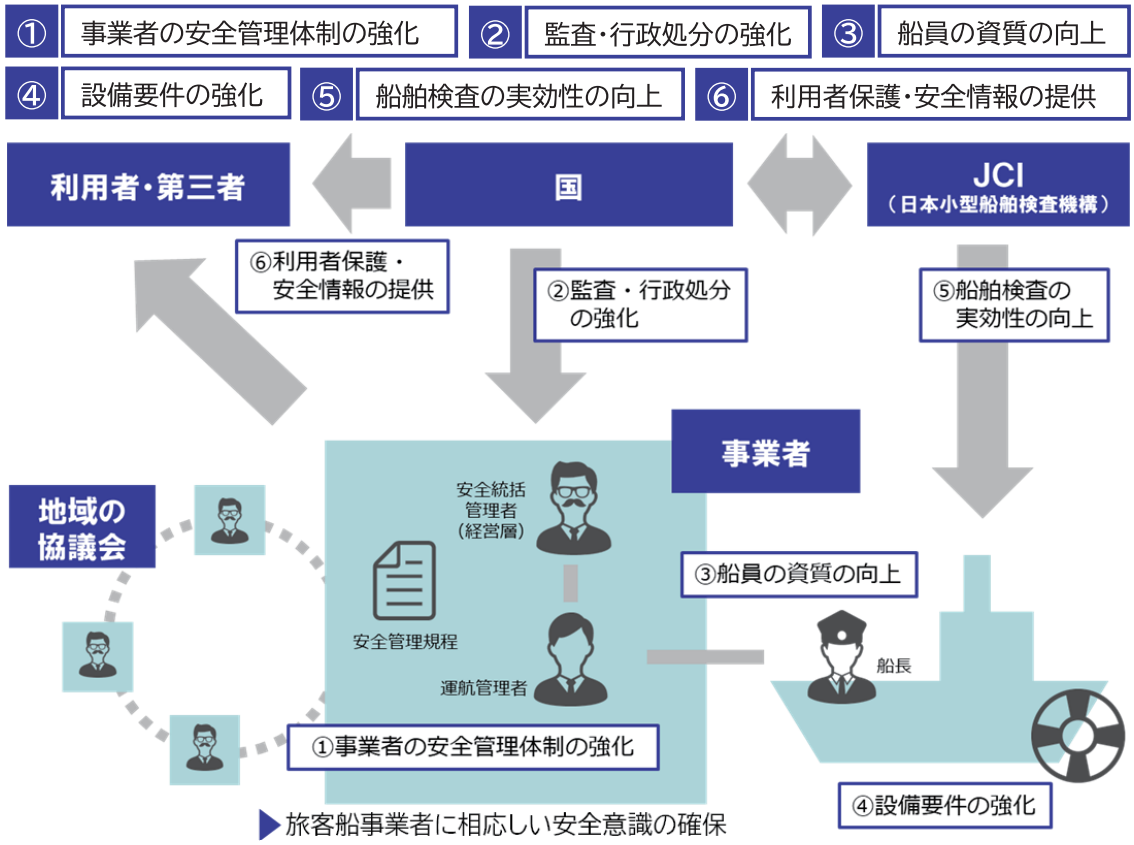

【工程イメージ】

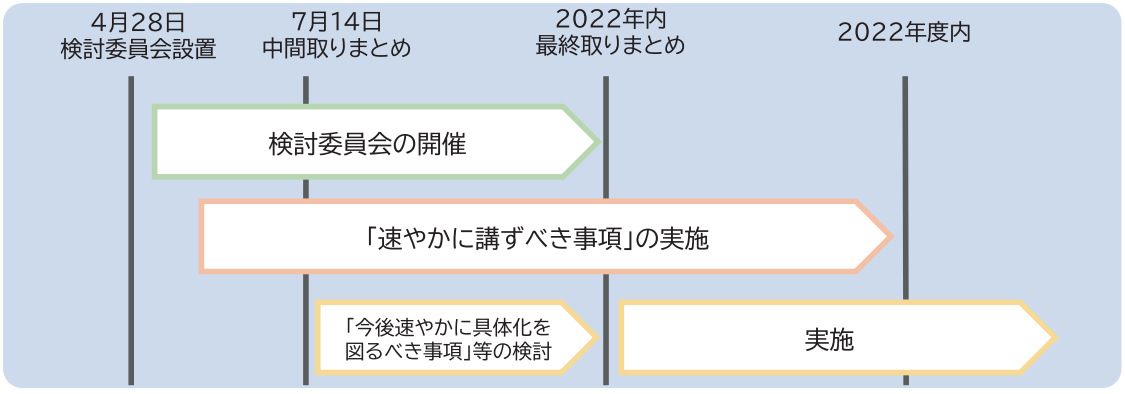

○検討内容の具体化（一例）

検討委員会の各回の議論において合意を得た事項のうち、中間取りまとめを待たずに実施が可能なものは順次具体化していくこととしており、例えば、6月末には「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」を策定・公表しました。

▸「小型旅客船事業者の安全情報の提供に係る指針」については、
海事局ホームページに掲載しております。詳細はこちらをご覧ください。

次ページからは、検討会で議論した対策内容について主に各検討事項（①～⑥）に沿って記載しております。

▸策定した「中間取りまとめ」については、概要版及び全文を
海事局ホームページに掲載しております。詳細はこちらをご覧ください。

特集1 知床遊覧船事故を受けた小型旅客船の総合的な安全対策　（２）

中間取りまとめにおける「速やかに講ずべき事項」については、矢印に続いて実施状況を記載しております。
また、「今後速やかに具体化を図る事項」（※を付した対策）については、今後速やかに法令改正等の内容の具体化を図ってまいります。

① 事業者の安全管理体制の強化

課　題

・経営層・運航管理者の資質のチェックの厳格化が必要
・事業参入後の定期的なチェックにより、不適切な事業者を排除することが必要
・運航の可否判断等、安全管理規程の実効性を確保することが必要
・地域の事業者による安全レベルの向上が必要

対　策

①安全統括管理者・運航管理者資格取得のための試験制度の創設※
（資格取得以後は、講習受講による2年毎の更新制）
②事業許可更新制度の創設（5年毎、法令遵守状況に応じ、許可期間を短縮）※
③運航の可否判断の客観性確保（判断基準・手順の公表　等）※
④地域の関係者による協議会の活用※

② 監査・行政処分の強化

課　題

・監査の実効性を確保することが必要
・法令違反に対する、機動的かつ効果的な行政処分が必要
・不適格な事業者については、業界から排除することが必要

対　策

①海事監査部門の改革
・通報窓口の設置
→2022年8月31日、各運輸局等において通報窓口を設置しました。安全運航に問題があると思われる情報に関する通報を踏まえ、事業者に対する監査を機動的・重点的に実施してまいります。
・抜き打ち・リモートによる監視の強化
・指導事項の継続的なフォローアップの徹底
→2022年8月31日、抜き打ち・リモートによる監査の実施、指導事項についての改善措置を監査で確実に確認することなどを各運輸局等に指示しました。現場での取組みも始まっています。
・徹底した意識改革
→2022年6月以降、本省海事局幹部が各運輸局等へ直接足を運び、現場職員との対話等を通じて、意識改革を徹底しています。
・自動車監査等のノウハウ吸収、監査体制の強化　等
→2022年6月以降、本省海事局及び各運輸局等において、自動車監査業務研修への参加や貸切バス事業者に対する街頭指導の現場への同行を通じ、海事監査部門の専門性の向上に取り組んでいます。

窒口設置に係る報道発表

②行政処分制度の抜本的見直し（違反点数制度、船舶使用停止処分の導入　等）※
③罰則の強化（安全確保命令違反への拘禁刑の導入　等）※
④事業許可の欠格期間の延長（2年→5年）※
⑤事業許可更新制度の創設【再掲】※

③ 船員の資質の向上

課　題

・船の責任者として、運航の可否判断や緊急事態の対応を担う船長等の資質を向上させることが必要

対　策

〇船長の選任要件の創設※
①事業用操縦免許の厳格化（出航判断、操船技能など、講習内容の追加）（修了試験の創設）
②初任教育訓練の義務化（自社の安全管理規程、実船実海訓練　等）
③一定の乗船履歴

④ 設備要件の強化

課　題

・緊急時に確実に通信可能な無線設備が必要
・厳しい海象下でもセーフティネットとして有効な救命設備が必要

▲改良型救命いかだのイメージ
（写真は大型船用）

対　策

①法定無線設備から携帯電話を除外※
②業務用無線設備の導入支援※
③低水温下での救命設備としての小型船舶用の改良型救命いかだ等の開発・早期搭載支援※

⑤ 船舶検査の実効性の向上

課　題

・JCIにおける船舶検査の実効性を高めることが必要

対　策

①国によるJCI（日本小型船舶検査機構）の検査方法の総点検・是正と監督の強化
（寒冷地等の地域特性を踏まえた検査方法についてもあわせて技術的検討を実施※）
→2022年8月31日、JCI検査員が船舶検査を行う現場で国の船舶検査官が立ち会い、実地でのチェックを行うよう各運輸局等に指示しました。現場での取組みも始まっています。

②船舶検査での国提供情報の活用
→2022年8月31日、JCI及び各運輸局等に、国が実施する監査に係る情報とJCIが実施する船舶検査に係る情報を相互に共有するよう指示しました。当該情報の活用により、注意を要する事業者への慎重かつ入念な監査・船舶検査を実施すべく、現場での取組みも始まっています。

⑥ 利用者保護・安全情報の提供

課　題

・利用者が事業者の安全性を判別・選択できるよう、
国や事業者による積極的な安全情報の公表が必要

国土交通省ネガティブ情報等検索サイト

対　策

①行政処分に加え、行政指導を公表対象に追加

②行政処分等の公表期間の延長（2年→5年）
→国土交通省ネガティブ情報等検索サイトにおける旅客船事業者の安全情報について、行政処分事案に加え、行政指導事案も公表対象とするとともに、公表期間を一律5年間としました。
2022年8月31日、過去5年分（2017年8月末～）の旅客船事業者に対する行政処分・行政指導事案について、さかのぼって公表しました。

③安全性の評価・認定制度（マーク等）の創設※

今後について

検討委員会においては、今後、上記対策の適用対象となる船舶・事業者の範囲や、被害者のご家族からご提案頂いた自動車のドライブレコーダーに相当する機器の設置について検討を行うほか、事故調査などを通じて、新たに明らかになった課題があれば、検討を行うこととしています。

このような痛ましい事故を決して繰り返さないという強い決意の下、引き続き、年内の「総合的な対策」の最終取りまとめに向け、検討を深めていきます。